平成２７年（フ）第９４９号
福岡県大野城市川久保３丁目７番23号　グランメゾン大野東Ｂ－102号
債務者　後藤　香織（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９５７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4644番地17　サワダＡ５号
債務者　三住　悠三
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９５９号
福岡市中央区小笹１丁目６番２号
債務者　大津　伸恵
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６２号
福岡県春日市須玖南１丁目136番地　須玖センタービル201号
債務者　村田　智子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６５号
福岡市東区多の津５丁目５番８－334号
債務者　佐藤　洋一
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６６号
福岡市西区内浜２丁目32番９－103号
債務者　森山　典彦
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９７３号
福岡市東区馬出２丁目19番５－402号
債務者　井本　美亜
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３１号
熊本県人吉市赤池水無町604番地
債務者　赤池　昭代
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３８号
北海道苫小牧市東開町１丁目９番１号　プリリアント東開102
債務者　坂本　　司
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第６４号
北海道苫小牧市沼ノ端中央２丁目13番33号　ハイツまるいＮＯ91－201号
債務者　高橋美栄子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１００号
北海道中川郡本別町南２丁目６番地16
債務者　呉　　芳美
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原337番地の１、前住所福島県会津若松市館馬町15番38号　コーポ館馬105号
債務者　馬場　康明
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
茨城県水戸市平須町1775番地の３
債務者　小松のぞみ
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１９１号
茨城県水戸市新原２丁目９番45－305号　総業水戸第２ハイム
債務者　加倉井正子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１９５号
茨城県笠間市平町1676番地17　ＧＲＥＥＮ103号室
債務者　北ケ崎達也
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１９７号
茨城県小美玉市納場808番地16　第一ビレッジ美野里202号
債務者　金子　和枝
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２０５号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地178　路川コーポ１号室
債務者　笹目　光子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
水戸地方裁判所